

ゆうパックで「請求書」「領収証」送れます

<郵便局での出来事>

顧問先様のお預かり資料（請求書や領収証）を返送するため、ゆうパックで手続きを進めたところ「信書が入っていますか」とパネルを出されて聞かれました。パネルには「信書になるもの：請求書 領収書」「総務省ガイドライン」という表示がありました。「請求書が入っています」と答えたところ「請求書は信書ですから、ゆうパックが使えません。」と言われました。「請求書としての役割を終えた会計資料としての請求書です。今回の送付は通知ではありません。」と説明しましたが、伝わりませんでした。

<断念し、状況確認>

総務省HP「信書のガイドライン」には、「信書に該当する文書 請求書の類 類例：領収書」とありました。そのほかに、「信書とは、『特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書』と、郵便法及び信書便法に規定されています。」ともありました。そこで、法律に少しだけ触れてみました。

<ようやく伝わりました>

「差出人が請求書を送付する行為が、意思表示を目的にしていれば、信書になるのは間違いないありません。しかし、差出人が請求者ではなく、さらに、意思表示を終えた会計資料の送付です。荷物としてゆうパックで送れると思います。」と申し上げました。

日本郵便（株）関東支社に確認していただき、ゆうパックで送ることができました。

<総務省の説明不足>

郵便局の窓口の方と同じ説明をするインターネットサイトがあるなど、「文字だけで、信書かどうかを判断すること」が、一部の間で通例となっているようです。

今回のエラーと同じようなことで、困る方がいなくなるように、総務省への現状報告を一応行いました。なお、ガイドラインは、平成26年4月1日更新された情報でした。

<今後の対策（顧問先の皆様）>

顧問先の皆様も、同じような場面でお困りになることが、容易に想像されます。

そこで、品名には「会計資料（信書以外）」と表示することを推奨いたします。

ご面倒で仰々しいですが、発送時にこの文書を持って行くのも防衛で良いと思います。

確認日：令和7年8月14日（木）熊谷郵便局（日本郵便 関東支社）

ゆうパックのラベル印刷は、スマホアプリ入力で、窓口QRコード印刷が便利でした。

また、会計資料の量が少ないときは、郵便追跡できるレターパックがお手軽です。

なお、郵便追跡をされないのであれば、普通郵便が一番お安いです。

構築後は、3週間以内の会計処理に努めます。会計処理が終わればマネーフォワード（会計ソフト）で「月次推移表」をご覧いただけます。定期的な送付でご活用ください。

税理士 井口 大輔